

公文書館、図書館、博物館の所蔵文書等のデジタルアーカイブ化

- 都道府県、市町村の公文書館、図書館、博物館等の所蔵する文書や史料等についてデジタル化を行い、検索や利活用が容易な形でのアーカイブ化を図る。
- デジタル化に係るスキャニングやメタデータ入力作業等を、地元の民間事業者に出注することで雇用を創出。受託事業者においては、必要に応じて、雇用下において文書情報管理士の資格取得等を目指して研修を行う。



- 公文書や博物館・図書館等の所蔵物などのデジタルアーカイブ化により長期保存が可能となるとともに、利活用の利便性が向上し、研究や教育などにおいて情報資源の有効利用が図られる。
- 電子化に係る作業の出注により、地域における雇用を創出。また、離職者等が文書情報管理者の資格等を取得することにより、企業等における情報管理の専門家として就職の機会が拡大する。

